

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和7年6月4日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商 号	株式会社ハウズ
	代 表 者	関野 朋子 (せきの ともこ)
	主たる事務所	東京都立川市柴崎町二丁目3番8号
	免 許 年 月 日	令和6年11月21日 (当初免許年月日 平成26年11月21日)
	免 許 証 番 号	東京都知事(3)第97233号
聴 聞 年 月 日	令和7年2月26日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止7日間	
業 務 停 止 期 間	令和7年6月18日から同月24日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第35条第1項第4号(重要事項説明書記載事項の虚偽記載) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、令和4年10月に、東京都昭島市所在の宅地の売買契約において媒介業務を行った。</p> <p>この業務において、法第35条に定める書面(重要事項説明書)に、排水のための施設の整備の状況について、実際の整備の状況とは異なる記載を行った。</p> <p>このことは、法第35条第1項第4号に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>	